

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく
前払式支払手段の払戻しのお知らせ

令和2年11月30日(月)に取扱い(サービス)を終了した、当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、期間内に申出をお願いいたします。

記

○払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

DCMダイキ株式会社

○払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

- ・ダイキ商品券 (1,000円券)
- ・グリーン&フラワーギフト券 (1,000円券、500円券)
- ・ディック商品券 (1,000円券、500円券)

○払戻しの申出期間

令和2年12月1日(火)から令和3年2月14日(日)まで
店舗営業時間内

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

○申出、払戻しの方法

DCMダイキ店頭の商品券を御持参いただき、現金で払戻しさせていただきます。

○払戻しに関する問い合わせ先

〒791-8517
愛媛県松山市美沢1-9-1
DCMダイキ株式会社
TEL:(089)927-1111

※受付・照会時間は、午前9時00分から午後6時00分まで(土、日、祝日は除く)

DCMダイキ株式会社

令和2年12月1日

(掲示期間:令和2年12月1日~令和3年2月14日)